

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年2月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400173号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400036号

第1 結論

平成2年4月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年4月から同年12月まで

勤務していた事業所を退職後(平成2年5月頃)、A市B区役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を退職金により一括で納付したが、年金記録では、請求期間が国民年金の未加入による未納期間とされているため、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、勤務していた事業所を退職後(平成2年5月頃)、B区役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を一括で納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号(*)前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の加入手続は、請求期間より後の平成3年10月頃に行われたと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と符合しない上、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述の加入手続時点において、請求期間の国民年金の加入手続がなされていたとしても、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)となるため、B区役所の窓口では納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者が主張する時期に請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により、C県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400293号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400091号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成11年6月10日から平成14年5月1日まで
② 平成23年6月10日から同年9月1日まで

日本年金機構から送られてきた「ねんきん定期便」によると、A社(平成19年4月1日にC社に合併し解散)における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が平成14年5月1日と記録されているが、同社には平成11年6月10日頃から勤務(勤務場所は派遣先事業所)しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を訂正してほしい。

また、前述の「ねんきん定期便」によると、B社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が平成23年9月1日と記録されているが、同社には同年6月10日頃から勤務(勤務場所は派遣先事業所)しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

しかしながら、請求期間①について、C社は、請求期間①当時の資料が残っておらず、請求者のA社における勤務が確認できない旨及び請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したか否か分からない旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間①にA社及び派遣先事業所における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したが、これらの者から、A社における請求者の入社時期を明らかとする回答は得られなかった。

さらに、前述のA社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の者は、同社に勤務した期間において、厚生年金保険に加入していない期間があるが、当該未加入期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかった旨回答している上、請求者が同じ派遣先において勤務していたとする同僚は、雇用保険の記録から少なくとも平成12年秋にはA社に入社していたことがうかがえるところ、オンライン記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、請求者と同日の平成14年5月1日と記録されている。

加えて、D市は、請求期間①において請求者は国民健康保険の被保険者であった旨回答して

いる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、雇用保険の記録、B社の回答、同社から提出された労働者名簿及びD市から提出された平成23年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、請求者が請求期間②のうち平成23年6月16日以降の期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を平成23年9月1日として年金事務所に対して届出を行っており、請求者の給与から請求期間②に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、B社から提出された給与集計一覧表の請求期間②に係る各月の給与の厚生年金保険欄には、いずれも「0」と記されており、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

さらに、オンライン記録において、請求期間②にB社における厚生年金保険被保険者記録がある者は、同社に勤務した期間において、厚生年金保険に加入していない期間があるが、当該未加入期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400317号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400037号

第1 結論

昭和59年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年4月から昭和61年3月まで

昭和61年3月に大学院を修了するに当たり、両親に勧められて同年4月頃に自分で国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料を遡って納付したにもかかわらず、請求期間が国民年金の納付済期間となっていないので、当該期間を国民年金の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学院修了直後の昭和61年4月頃に国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受けるところ、A市から提出された国民年金の被保険者履歴によると、請求者の記号番号(*)に係る新規取得日は昭和61年4月1日、届出日は昭和63年3月1日と記載されている上、オンライン記録における請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日(昭和61年4月1日)に係る資格処理日(昭和63年5月11日)及び請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の記号番号に係る国民年金の加入手続は、昭和63年3月頃に行われたと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と符合しない。

また、請求者は、請求期間において大学院生であったため国民年金への加入は任意であったところ、任意加入被保険者は、制度上、加入手続を行った日に国民年金の被保険者資格を取得することとなるため、前述の加入手続時点及び請求者の主張する加入手続時点のいずれにおいても、遡って請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得することはできず、請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時に国民年金の任意加入被保険者となる申出を行い、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しを受け必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求期間当時に別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400333号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400038号

第1 結論

平成2年4月から平成3年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年4月から平成3年10月まで

私は、当時、A県B市に住まいしていたところ、平成2年又は平成3年に、同市役所の職員から国民年金に加入し国民年金保険料を納めるよう、電話で連絡があった。そこで、私は、市職員から教えられた国民年金保険料約10万円を持参し、市役所の窓口にて国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。

しかし、請求期間について、国民年金保険料を納付した記録となっていないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

国民年金加入手続を行った場合、被保険者に対し国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しが行われるところ、請求者の記号番号（現在の基礎年金番号）は、当該記号番号の前後の被保険者の記録から判断すると、C県D市E区において、平成5年10月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認できる。

また、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、戸籍の附票において確認できる請求者の平成2年又は平成3年当時の住所地であったA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったものの、当該期間当時において、上記請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しは確認できず、これら請求者に係る各記録の状況からは、請求者が主張する、平成2年又は平成3年のB市役所における国民年金加入手続をうかがうことができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日（平成2年4月1日）に係る処理年月日は、平成5年11月16日と記録されており、遡って被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるところ、当該処理が行われるまでの請求期間については、国民年金に未加入の期間であり、請求者は、請求期間当時において、請求期間に係る国民年金保険料を納付できなかったと推認できる上、前述の国民年金加入手続時点において、請求者は、国民年金法の時効の規定により、請求期間のうち一部期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、B市は、請求者の国民年金加入、保険料納付等を確認できる資料（被保険者名簿、電算記録、加入届書の控え又は加入届書の受付処理簿等）を保管していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400275号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400092号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年2月1日から平成30年6月6日に訂正し、平成28年2月から平成30年5月までの標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

平成28年2月1日から平成30年6月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年2月1日から平成31年1月21日まで

私は、平成28年2月1日以後の請求期間について、A社において継続して勤務していた。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年2月1日から平成30年6月6日までの期間について、平成28年2月1日から同年8月1日までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の元従業員は、自身の退職年月日(厚生年金保険被保険者資格喪失年月日)時点において、請求者は同社に引き続き勤務又は在籍していた旨回答及び陳述している。

また、請求者から提出された全国健康保険協会B支部長が発行した請求者の健康保険給付金支給証明書によると、平成28年12月6日から平成30年6月5日までの期間において、請求者は、健康保険の傷病手当金を受給していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「認定全喪日」という。)に合わせ、当初、平成31年1月21日と記録されていたところ、当該認定全喪日より後の、令和3年4月19日付けで、平成31年1月21日の被保険者資格の喪失年月日に係る記録を取り消した上で、平成28年2月1日に遡って被保険者資格を喪失する訂正処理が行われている。

また、オンライン記録によると、請求者のほか複数の元従業員について、A社の認定全喪日より後の、令和3年4月19日付けで、平成31年1月21日の被保険者資格の喪失年月日に係る記録を取り消した上で、平成28年2月1日に遡って被保険者資格を喪失する訂正処理が行われている。

さらに、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は、平成28年2月分から保険料を滞納しており、令和2年8月27日に銀行口座の差押処分が執行され、その後、同社の事業主が、請求者を含む複数の元従業員に係る資格喪失年月日を平成28年2月1日とする届出を、同社の認定全喪日より後の、

令和3年4月2日（受付押印有）にC年金事務所に対し行ったことにより、令和3年10月7日に未納保険料が完納し、差押解除決議がされた旨確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成28年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的理由がうかがえず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、請求者が保管する健康保険給付金支給証明書により確認できる傷病手当金受給記録の終期（平成30年6月5日）の翌日である同年6月6日とすることが妥当である。

また、平成28年2月から平成30年5月までの標準報酬月額については、年金事務所が当初記録していた62万円とすることが妥当である。

- 2 一方、請求期間のうち、平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間について、A社の事業主の陳述からは、請求者の当該期間に係る勤務をうかがうことができない。

また、B市税事務所において、請求者の平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間に係る収入が確認できる資料の保管はなく、請求者のA社における当該期間の給与支払について、確認又は推認できない。

このほか、請求者の平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400274 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400093 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 28 年 2 月 1 日から平成 30 年 6 月 6 日に訂正し、平成 28 年 2 月から平成 30 年 5 月までの標準報酬月額を 62 万円とすることが必要である。

平成 28 年 2 月 1 日から平成 30 年 6 月 6 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 2 月 1 日から平成 31 年 1 月 21 日まで

私は、平成 28 年 2 月 1 日以後の請求期間について、A 社において継続して勤務していた。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 28 年 2 月 1 日から平成 30 年 6 月 6 日までの期間について、平成 28 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の元従業員は、自身の退職年月日(厚生年金保険被保険者資格喪失年月日)時点において、請求者は同社に引き続き勤務又は在籍していた旨回答及び陳述している。

また、請求者から提出された全国健康保険協会 B 支部長が発行した請求者の健康保険給付金支給証明書によると、平成 28 年 2 月 4 日から平成 29 年 5 月 17 日までの期間において、請求者は、健康保険の傷病手当金を受給していたことが確認できる。

さらに、請求者が A 社で一緒に勤務又は在籍したとする元同僚一人が保管する全国健康保険協会 B 支部長が発行した当該元同僚の健康保険給付金支給証明書によると、平成 28 年 12 月 6 日から平成 30 年 6 月 5 日までの期間において、健康保険の傷病手当金を受給していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「認定全喪日」という。)に合わせ、当初、平成 31 年 1 月 21 日と記録されていたところ、当該認定全喪日より後の、令和 3 年 4 月 19 日付けで、平成 31 年 1 月 21 日の被保険者資格の喪失年月日に係る記録を取り消した上で、平成 28 年 2 月 1 日に遡って被保険者資格を喪失する訂正処理が行われている。

また、オンライン記録によると、請求者及び前述の元同僚一人のほか複数の元従業員について、A 社の認定全喪日より後の、令和 3 年 4 月 19 日付けで、平成 31 年 1 月 21 日の被保険者資格の喪失年月日に係る記録を取り消した上で、平成 28 年 2 月 1 日に遡って被保険者資格を喪失する訂正処理が行われている。

さらに、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は、平成28年2月分から保険料を滞納しており、令和2年8月27日に銀行口座の差押処分が執行され、その後、同社の事業主が、請求者を含む複数の元従業員に係る資格喪失年月日を平成28年2月1日とする届出を、同社の認定全喪日より後の、令和3年4月2日（受付押印有）にC年金事務所に対し行ったことにより、令和3年10月7日に未納保険料が完納し、差押解除決議がされた旨確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成28年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的理由がうかがえず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、請求者がA社で一緒に勤務又は在籍したとする元同僚一人が保管する健康保険給付金支給証明書により確認できる傷病手当金受給記録の終期（平成30年6月5日）の翌日である同年6月6日とすることが妥当である。

また、平成28年2月から平成30年5月までの標準報酬月額については、年金事務所が当初記録していた62万円とすることが妥当である。

- 2 一方、請求期間のうち、平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間について、A社の事業主の陳述からは、請求者の当該期間に係る勤務をうかがうことができない。

また、B市税事務所から提出された請求者の平成31年度分の市民税県民税申告書、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書により、請求者が平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間において、A社から給与支払を受けた事実を確認又は推認できない。

このほか、請求者の平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成30年6月6日から平成31年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400288号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400094号

第1 結論

請求者のA社における令和2年11月1日から令和3年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年11月から令和3年8月までの各月の標準報酬月額は53万円を59万円とする。

令和2年11月から令和3年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年11月から令和3年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年11月1日から令和3年9月1日まで

支払額等通知書とねんきん定期便を見比べていたところ、請求期間について、それぞれに記載されている厚生年金保険料額が乖離していることに気付いた。

調査の上、請求期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る支払額等通知書及び同社から提出された請求者に係る給与支給明細書(以下「支払額等通知書等」という。)により、請求者が請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の令和2年11月から令和3年8月までの各月の標準報酬月額については、支払額等通知書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者について、令和2年11月改定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出しており、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。